

報告事項ア

平成29年度鳥取県立特別支援学校募集要項及び鳥取県立琴の浦高等特別支援学校
入学者選抜実施要項について

平成29年度鳥取県立特別支援学校募集要項及び鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学
者選抜実施要項について、別紙のとおり報告します。

平成28年9月6日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

平成 2 9 年度

鳥 取 県 立 特 別 支 援 学 校 募 集 要 項
(幼 稚 部 ・ 高 等 部 ・ 専 攻 科)

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜実施要項

鳥取県教育委員会

目 次

平成29年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜、 鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜実施日程表	3
平成29年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針	4
平成29年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）募集要項	
鳥取県立特別支援学校幼稚部幼児募集要項	6
1 鳥取聾学校及び鳥取聾学校ひまわり分校	6
2 皆生養護学校	7
鳥取県立特別支援学校高等部・専攻科生徒募集要項	8
1 鳥取盲学校	8
2 鳥取聾学校	10
3 鳥取養護学校	11
4 白兔養護学校	12
5 倉吉養護学校	13
6 皆生養護学校	14
7 米子養護学校	15
8 個人情報開示	16
9 募集学科及び募集生徒数等	17
平成29年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針	18
平成29年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜実施要項	21
1 募集生徒数	21
2 出願資格	21
3 志願者対象相談会	21
4 調査書	21
5 入学者選抜	22
（1）一般入学者選抜	22
（2）再募集入学者選抜	27
6 配慮事項	29
7 自己申告書	30
8 個人情報の開示	31
9 その他	33
琴の浦高等特別支援学校入学志願者の選抜のための作文実施要領	34
琴の浦高等特別支援学校入学志願者の選抜のための面接実施要領	35
鳥取県立琴の浦高等特別支援学校県外志願者の取扱要領	36
鳥取県立特別支援学校高等部（知的障がい）出願資格確認に係る提出書類の取扱要領	37

各種様式

(様式第1号) 入学志願書	39
(様式第2号) 診断書(知的障がい用)	40
(様式第3号) 診断書(病弱用)	41
(様式第4号) 申告書(知的障がい用)	42
(様式第5号) 自己申告書(特別支援学校用)	44
自己申告書についての注意事項	45
(様式第6号) 入学志願者数等報告書(琴の浦高等特別支援学校のみ)	46
(様式第7号) 志願者数、受検者数及び入学候補者・合格者数等報告書(一般受検)	
【幼稚部】	47
(様式第8号) 志願者数、受検者数及び入学候補者・合格者数等報告書(一般受検)	
【高等部・専攻科】	48
(様式第9号) 志願者数、受検者数及び入学候補者・合格者数等報告書(再募集又は学校長が認めた受検)	
【高等部・専攻科】	49
(様式第10号) 受検欠席届(琴の浦高等特別支援学校のみ)	50
(様式第11号) 鳥取県立特別支援学校入学者募集及び選抜における諸検査の実施報告	51
(様式第12号) 入学確約書(琴の浦高等特別支援学校のみ)	52
(様式第13号) 入学確約者名簿(琴の浦高等特別支援学校のみ)	53
(様式第14号) 再募集実施計画書(琴の浦高等特別支援学校のみ)	54
(様式第15号) 特別措置願(琴の浦高等特別支援学校のみ)	55
(様式第16号) 自己申告書(琴の浦高等特別支援学校用)	56
自己申告書についての注意事項	57
琴の浦高等特別支援学校入学者選抜の自己申告書について	58
(様式第17号) 県外志願者出願届(琴の浦高等特別支援学校)	59
学校教育法、学校教育法施行令、学校教育法施行規則	60
問合せ先一覧表	62

平成29年度 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜、鳥取県立特別支援学校(幼稚部・高等部・専攻科)入学者募集及び選抜の日程

月	日	曜日	県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜日程	県立特別支援学校入学者募集及び選抜日程	提出者→提出先	様式番号	ページ	
11月	16日	水	⇕ 一般入学者選拔出願期間	入学志願書類一式(18日正午まで)	志願者本人 → 中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校校長	1(2,4) (15,16,17)	39, 40, 42 55, 56, 59	
	18日	金		入学志願者数、出身地区別志願者数の報告(午後1時まで)	琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	6	46	
12月	1日	木		面接等必要事項の通知	中学校等校長 ← 琴の浦高等特別支援学校校長	任意様式		
	8日	木	一般入学者選抜検査	受検者数の報告(正午まで)	琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	6	46	
	9日	金		欠席者の報告(把握でき次第すみやかに)	中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校校長	10	50	
	16日	金	合格者の発表	合格者数の報告(午後1時まで)	琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	6	46	
1月				入学確約書の提出(10日正午まで)	志願者本人 → 中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校校長	12	52	
	10日	火		入学確約者名簿の提出(10日午後1時まで)	中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校校長	13	53	
	11日	水		繰上合格の決定(正午まで)	志願者本人 ← 中学校等校長 ← 琴の浦高等特別支援学校校長			
				入学確約書の提出	志願者本人 → 中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校校長	12	52	
				入学確定者の報告(午後1時まで)	琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	6	46	
				再募集実施計画書の提出(午後1時まで)	琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	14	54	
			再募集入学者選抜実施の発表		中学校等校長 ← 琴の浦高等特別支援学校校長 ← 特別支援教育課長			
	17日	火	⇕ 再募集入学者選拔出願期間	入学志願書類一式(18日正午まで)	中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校校長	1(2,4) (15,16,17)	39, 40, 42 55, 56, 59	
	18日	水		入学志願者数、出身地区別志願者数の報告(午後1時まで)	琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	6	46	
	24日	火	再募集入学者選抜検査					
30日	月	再募集合格者の発表	受検者数、合格者数の報告(午後1時まで)	琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	6	46		
2月	21日	火	⇕ 出願期間		志願者数の報告 出願期間終了後3日以内	志願者本人 → 中学校等校長 → 特別支援学校校長	1(2,3,4,5)	39, 40, 41 42, 44
	23日	木			特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	7, 8	47, 48	
3月	7日	火		諸検査、学力検査、適性検査及び面接	受検者数の報告 幼稚部・高等部：午後1時までに報告(皆生養護学校幼稚部、及び白兎養護学校高等部は午後4時まで)	特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	7, 8	47, 48
	10日	金		諸検査の実施報告	特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	11	51	
	15日	水		入学候補者及び合格者発表 再募集入学者選抜実施の発表	入学候補者・合格者数は、発表後直ちに報告	特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	7, 8	47, 48
	21日	火	⇕ 再募集出願期間 (鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科医療科)		志願者数の報告 出願期間終了後速やかに報告	志願者本人 → 中学校等校長 → 鳥取盲学校校長	1(5)	39, 44
	22日	水			鳥取盲学校校長 → 特別支援教育課長	9	49	
	23日	木		学力検査、適性検査及び面接	受検者数の報告(午後1時まで)	鳥取盲学校校長 → 特別支援教育課長	9	49
	27日	月		合格者の発表	合格者数は、発表後直ちに報告	鳥取盲学校校長 → 特別支援教育課長	9	49
4月	入学式 実施日			入学許可者数の報告		琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	6	46

鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）募集要項

平成29年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針

1 基本方針

鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科を除く。）については、出願資格を有する入学希望者の全員の入学を許可するものとする。

鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科については、定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった学科については、再募集入学者選抜を実施するものとする。

2 出願資格

障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすものとする。

(1) 幼稚部

3歳児、4歳児又は5歳児とする。ただし、鳥取県立皆生養護学校にあつては、4歳児又は5歳児とする。

(2) 高等部

次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成29年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(3) 専攻科

次のいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業した者又は中等教育学校の後期課程を修了した者

イ 平成29年3月に高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の後期課程を修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号のいずれかに該当する者

3 鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科を除く。）の入学者募集

特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者募集を実施するものとする。

(1) 出願期間

平成29年2月21日（火）から同月23日（木）までの日とする。

受付時間は、平成29年2月21日（火）及び22日（水）は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日（木）は午前9時から正午までとする。

(2) 検査実施期日

平成29年3月7日（火）

(3) 検査内容

学部及び学科	検査内容
鳥取県立鳥取聾学校及び鳥取県立皆生養護学校の幼稚部	面接（鳥取県立皆生養護学校にあつては、行動観察を併せて実施する。）
高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科を除く。）	諸検査（障がいに応じて各特別支援学校が実施する生徒の実態を把握するための検査）・面接

(4) 入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び各特別支援学校が実施する検査内容の結果により入学資格の確認を行う。

(5) 入学候補者の発表

平成 29 年 3 月 15 日 (水)

4 鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科の入学者選抜

(1) 一般入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成 29 年 2 月 21 日 (火) から同月 23 日 (木) までの日とする。

受付時間は、平成 29 年 2 月 21 日 (火) 及び 22 日 (水) は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、同月 23 日 (木) は午前 9 時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成 29 年 3 月 7 日 (火)

ウ 検査内容

学力検査・面接

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成 29 年 3 月 15 日 (水)

(2) 再募集入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科について、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成 29 年 3 月 21 日 (火) 及び 22 日 (水) とする。

受付時間は、平成 29 年 3 月 21 日 (火) は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、同月 22 日 (水) は午前 9 時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成 29 年 3 月 23 日 (木)

ウ 検査内容

一般入学者選抜に同じ。

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成 29 年 3 月 27 日 (月)

5 その他

(1) 鳥取県立特別支援学校 (幼稚部・高等部・専攻科) 入学者募集及び入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

(2) 鳥取県立特別支援学校長は、高等部に入学を希望する者を体験入学に必ず参加させること。

平成29年度鳥取県立特別支援学校幼稚部幼児募集要項
(鳥取県立鳥取聾学校、鳥取県立皆生養護学校)

1 鳥取県立鳥取聾学校(以下「鳥取聾学校」という。)及び鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校(以下「ひまわり分校」という。)

(1) 出願資格を有する者

単一障がい学級にあっては聴覚障がいの程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表(P.60)に規定する程度のものとし、重複障がい学級にあっては聴覚障がいの程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障がいを有する者で次のいずれかに該当するものとする。

ア 平成23年4月2日から平成24年4月1日までに出生した幼児

イ 平成24年4月2日から平成25年4月1日までに出生した幼児

ウ 平成25年4月2日から平成26年4月1日までに出生した幼児

(2) 出願方法

ア 出願手続

入学志願者は、入学志願書にオーディオグラム(測定したものがない場合には、鳥取聾学校又はひまわり分校で測定する。)を添えて鳥取県立鳥取聾学校長(以下「鳥取聾学校長」という。)に持参、又は郵送しなければならない。なお、県外に居住する者は、住民票抄本を添付して出願するものとする。また、郵送による出願の場合は、受検証送付用として志願者の住所・氏名を記入した返信用封筒(23.5cm×12cm、長形3号)を同封すること。なお、返信用封筒には、簡易書留速達と明記し、672円切手を貼ること。

イ 出願期間及び受付場所

(ア) 出願期間

a 平成29年2月21日(火)から同月23日(木)までの日とする。

郵送の場合は2月20日(月)までの消印のあるものに限る。ただし、簡易書留とする。

b 受付時間は、平成29年2月21日(火)及び22日(水)は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日(木)は午前9時から正午までとする。

(イ) 受付場所 鳥取聾学校又はひまわり分校

ウ その他

鳥取聾学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、審査の上、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

(3) 入学候補者の決定方法

入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

(4) 面接等の日程

ア 日時 平成29年3月7日(火) 午前10時から午前11時30分まで

イ 場所 鳥取聾学校又はひまわり分校

ウ 内容

(ア) 幼児との面接及び行動観察

(イ) 保護者との面接

(5) 入学候補者の発表

平成29年3月15日(水)正午に鳥取聾学校及びひまわり分校において発表するとともに、入学志願者に通知する。

(6) その他

ア 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校及びひまわり分校において、平成29年1月13日(金)午前10時開催の出願に関する説明会から交付を開始する。

イ 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、鳥取聾学校長が特に認めたときは、別に面接等を実施する。

ウ この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

2 鳥取県立皆生養護学校(以下「皆生養護学校」という。)

(1) 出願資格を有する者

4歳児又は5歳児で、単一障がい学級にあっては肢体不自由の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表(P.60)に規定する程度のものとし、重複障がい学級にあっては肢体不自由の程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障がいを有する者で次のいずれかに該当するものとする。

ア 平成23年4月2日から平成24年4月1日までに出生した幼児

イ 平成24年4月2日から平成25年4月1日までに出生した幼児

(2) 出願方法

ア 出願手続

入学志願者は、入学志願書に医師の診断書又は障害者手帳の写しを添えて鳥取県立皆生養護学校長(以下「皆生養護学校長」という。)に持参、又は郵送しなければならない。なお、県外に居住する者は、住民票抄本を添付して出願するものとする。また、郵送による出願の場合は、受検証送付用として志願者の住所・氏名を記入した返信用封筒(23.5cm×12cm、長形3号)を同封すること。なお、返信用封筒には、簡易書留速達と明記し、672円切手を貼ること。

イ 出願期間及び受付場所

(ア) 出願期間

a 平成29年2月21日(火)から同月23日(木)までの日とする。

郵送の場合は、2月20日(月)までの消印のあるものに限る。ただし、簡易書留とする。

b 受付時間は、平成29年2月21日(火)及び22日(水)は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日(木)は午前9時から正午までとする。

(イ) 受付場所 皆生養護学校

ウ その他

皆生養護学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、審査の上、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

(3) 入学候補者の決定方法

入学志願書等の審査及び面接等の結果により行う。

(4) 面接の日程等

ア 日時 平成29年3月7日(火) 午後1時30分から午後3時30分まで

イ 場所 皆生養護学校

ウ 内容

(ア) 幼児との面接及び行動観察

(イ) 保護者との面接

(5) 入学候補者の発表

平成29年3月15日(水)正午に皆生養護学校において発表するとともに、入学志願者に通知する。

(6) その他

ア 入学志願書等の用紙は、皆生養護学校において平成29年1月19日(木)から交付する。

イ 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、皆生養護学校長が特に認めたときは、別に面接等を実施する。

ウ この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、皆生養護学校長が定める。

3 問合せ先

幼稚部の募集に関し不明な事項は、次の特別支援学校に問い合わせること。

学校名	郵便番号	住所	電話	ファクシミリ
鳥取 ^{ろう} 聾学校	〒680-0151	鳥取市国府町宮下1261	0857-23-2031	0857-27-8606
ひまわり分校	〒683-0004	米子市上福原七丁目13-1	0859-23-2810	0859-23-2813
皆生養護学校	〒683-0004	米子市上福原七丁目13-4	0859-22-6571	0859-38-3485

平成29年度鳥取県立特別支援学校高等部・専攻科生徒募集要項

1 鳥取県立鳥取盲学校

(1) 鳥取県立鳥取盲学校(以下「鳥取盲学校」という。)に出願資格を有する者

ア 高等部

普通科の単一障がい学級及び保健医療科にあつては、視覚障がいの程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表(P.60)に規定する程度の者で次のいずれかに該当するものとする。

普通科の重複障がい学級にあつては、視覚障がいの程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障がいを有する者で次のいずれかに該当するものとする。なお、重複障がい学級への出願を希望する場合は、県就学支援委員会の審査を要するので、あらかじめ在学学校長(次のアに該当する者にあつては鳥取県立鳥取盲学校長(以下「鳥取盲学校長」という。))を経由して審査申請手続を行うこと。

- (ア) 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (イ) 平成29年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (ウ) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号(P.61)のいずれかに該当する者

イ 専攻科

視覚障がいの程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表(P.60)に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (ア) 高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業した者、又は中等教育学校の後期課程を修了した者
- (イ) 平成29年3月に高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業する見込みの者、又は中等教育学校の後期課程を修了見込みの者
- (ウ) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条各号(P.61)のいずれかに該当する者

(2) 出願方法

ア 出願手続

(ア) 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して鳥取県立鳥取盲学校長(以下「鳥取盲学校長」という。)に提出しなければならない。ただし、鳥取盲学校長が特に認めるときは、出身(在学)学校長を経由することを要しない。

(イ) 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び視力等の証明書を添えて、鳥取盲学校長に提出するものとする。ただし、当該調査書の提出が困難な場合は卒業証明書に代えることができる。なお、県外に居住する者は、住民票抄本を添付して出願するものとする。

(ウ) 鳥取盲学校に理解してほしい特別な事情のある入学志願者は、自己申告書を提出することができる。

(エ) 郵送による出願の場合は、受検証送付用として志願者の住所・氏名を記入した返信用封筒(23.5cm×12cm、長形3号)を同封すること。なお、返信用封筒には、簡易書留速達と明記し、672円切手を貼ること。

イ 出願期間

平成29年2月21日(火)から同月23日(木)までの日とする。

郵送の場合は2月20日(月)までの消印のあるものに限る。ただし、書留とする。

ウ 受付時間

平成29年2月21日(火)及び22日(水)は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日(木)は午前9時から正午までとする。

エ 受付場所

鳥取盲学校

オ その他

鳥取盲学校長は、入学志願書等が提出されたときは、審査の上、学力検査の日程等の必要事項を出身(在学)学校長(出身(在学)学校長を経由しないで入学志願書等が提出されたときは、当該入学志願者)に通知するものとする。

(3) 入学候補者の決定及び入学者の選抜の方法

ア 普通科の入学候補者の決定は、入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び面接等の結果により行う。

イ 保健医療科及び専攻科の入学者の選抜は、入学志願書・調査書等の提出書類審査及び学力検

査、適性検査、面接の結果により行う。

(4) 諸検査、学力検査、適性検査及び面接の日程等

ア 日時

平成 29 年 3 月 7 日(火) 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
(午前 8 時 30 分までに集合すること。)

イ 場所

鳥取盲学校

ウ 内容

普通科 単一障がい学級志願者 諸検査(国語、社会、数学、理科及び英語)、面接
重複障がい学級志願者 諸検査及び面接
保健医療科 学力検査(国語・社会分野の一般教養)、適性検査及び面接
専攻科 学力検査(国語・社会・数学・理科分野の一般教養。盲学校の保健医療科を卒業した者にあつては、申出により理科分野の一般教養検査を保健医療の専門教養検査に代えることができる。)、適性検査及び面接

エ その他

筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。

(5) 入学候補者及び合格者の発表

平成 29 年 3 月 15 日(水)正午に鳥取盲学校において発表するとともに、入学志願者及び当該入学志願者の出身(在学)学校長(出身(在学)学校長を経由しないで入学志願書等が提出された者を除く。)に通知する。

(6) 再募集の実施

合格者の発表の結果、鳥取盲学校高等部保健医療科又は専攻科医療科において、入学確定者数が募集生徒数に満たない場合にあつては、その不足の生徒数についての再募集を実施する。

ア 出願手続

1 の(2)アに同じ。

イ 出願期間

平成 29 年 3 月 21 日(火)及び 22 日(水)とする。

ただし、郵送による場合は簡易書留とし、3 月 22 日(水)正午必着とする。

ウ 受付時間

平成 29 年 3 月 21 日(火)は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、同月 22 日(水)は午前 9 時から正午までとする。

エ 受付場所

鳥取盲学校

オ 学力検査、適性検査及び面接の日程等

(ア) 日時

平成 29 年 3 月 23 日(木) 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
(午前 8 時 30 分までに集合すること。)

(イ) 場所

鳥取盲学校

(ウ) 内容

保健医療科 学力検査(国語・社会分野の一般教養)、適性検査及び面接
専攻科 学力検査(国語・社会・数学・理科分野の一般教養。盲学校の保健医療科を卒業した者にあつては、申出により理科分野の一般教養検査を保健医療の専門教養検査に代えることができる。)、適性検査及び面接

(エ) その他

筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。

カ 合格者の発表

平成 29 年 3 月 27 日(月)正午に鳥取盲学校において発表するとともに、入学志願者及び当該入学志願者の出身(在学)学校長(出身(在学)学校長を経由しないで入学志願書等が提出された者を除く。)に通知する。

(7) その他

ア 生徒の募集に関する説明会は、鳥取盲学校において平成 29 年 1 月 19 日(木)午後 1 時 30 分から開催する。

イ 入学志願書等の用紙は、鳥取盲学校において、平成 29 年 1 月 19 日(木)から交付する。

ウ 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、鳥取盲学校長が特に認めたときは、別に諸検査等を実施する。(普通科のみ)

エ この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取盲学校長が定める。

2 鳥取県立鳥取聾学校

(1) 鳥取県立鳥取聾学校（以下「鳥取聾学校」という。）に出願資格を有する者

普通科の単一障がい学級並びに産業工芸科及び生活デザイン科にあっては、聴覚障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表(P.60)に規定する程度の者で次のいずれかに該当するものとする。

普通科の重複障がい学級にあっては、聴覚障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障がいを有する者で次のいずれかに該当するものとする。なお、重複障がい学級への出願を希望する場合は、県就学支援委員会の審査を要するので、あらかじめ在学学校長（次のアに該当する者には鳥取県立鳥取聾学校長（以下「鳥取聾学校長」という。））を経由して審査申請手続を行うこと。

ア 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成29年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号(P.61)のいずれかに該当する者

(2) 出願方法

ア 出願手続

(ア) 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取県立鳥取聾学校長に提出しなければならない。

(イ) 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及びオージオグラム（測定したものが無い場合には、鳥取聾学校で測定する。）を添えて鳥取聾学校長に提出するものとする。なお、県外に居住する者は、住民票抄本を添付して出願するものとする。

(ウ) 特別支援学校に理解してほしい特別な事情のある入学志願者は、自己申告書を提出することができる。

(エ) 郵送による出願の場合は、受検証送付用として志願者の住所・氏名を記入した返信用封筒（23.5cm×12cm、長形3号）を同封すること。なお、返信用封筒には、簡易書留速達と明記し、672円切手を貼ること。

イ 出願期間

平成29年2月21日（火）から同月23日（木）までの日とする。

郵送の場合は2月20日（月）までの消印のあるものに限る。ただし、簡易書留とする。

ウ 受付時間

平成29年2月21日（火）及び22日（水）は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日（木）は午前9時から正午までとする。

エ 受付場所

鳥取聾学校

オ その他

鳥取聾学校長は、入学志願書等が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

(3) 入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び面接等の結果により行う。

(4) 諸検査及び面接の日程等

ア 日時

平成29年3月7日（火） 午前9時30分から午後4時10分まで（午前9時15分までに集合すること。）

イ 場所

鳥取聾学校

ウ 諸検査

普通科 単一障がい学級 諸検査(国語、数学、英語、社会及び理科)
重複障がい学級 諸検査

産業工芸科 諸検査(国語、数学、英語、社会及び理科)

生活デザイン科 諸検査(国語、数学、英語、社会及び理科)

エ 面接（志願者全員に対して実施。）

(5) 入学候補者の発表

平成29年3月15日（水）正午に鳥取聾学校において発表するとともに、入学志願者及び当該入学志願者の出身（在学）学校長に通知する。

(6) その他

ア 生徒の募集に関する説明会は、鳥取聾学校において体験入学時にあわせて開催する。

イ 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校において、平成29年1月13日（金）午前10時開催の出願に関する説明会から交付を開始する。

ウ 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、鳥取聾学校長が特に認めたときは、別に諸検査及び面接等を実施する。

エ この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

3 鳥取県立鳥取養護学校

(1) 鳥取県立鳥取養護学校(以下「鳥取養護学校」という。)に出願資格を有する者

単一障がい学級にあっては、肢体不自由又は病弱の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表(P.60)に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

重複障がい学級にあっては、肢体不自由又は病弱の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障がいを有する者で次のいずれかに該当するものとする。なお、重複障がい学級への出願を希望する場合は、県就学支援委員会の審査を要するので、あらかじめ在学学校長(次のアに該当する者においては鳥取県立鳥取養護学校長(以下「鳥取養護学校長」という。))を経由して審査申請手続を行うこと。

ア 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成29年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号(P.61)のいずれかに該当する者ただし、原則として、鳥取県立中央病院に入院治療中の者若しくは入院治療を予定している者又は通院治療中の者で通学可能な者に限る。

(2) 出願方法

ア 出願手続

(ア) 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して鳥取養護学校長に提出しなければならない。

(イ) 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び医師の診断書、個別の教育支援計画の写し(急な発病の場合は除く。)を添えて鳥取養護学校長に提出するものとする。なお、県外に居住する者は、住民票抄本を添付して出願するものとする。

(ウ) 特別支援学校に理解してほしい特別な事情のある入学志願者は、自己申告書を提出することができる。

(エ) 郵送による出願の場合は、受検証送付用として志願者の住所・氏名を記入した返信用封筒(23.5cm×12cm、長形3号)を同封すること。なお、返信用封筒には、簡易書留速達と明記し、672円切手を貼ること。

イ 出願期間

平成29年2月21日(火)から同月23日(木)までの日とする。

郵送の場合は2月20日(月)までの消印のあるものに限る。ただし、簡易書留とする。

ウ 受付時間

平成29年2月21日(火)及び22日(水)は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日(木)は午前9時から正午までとする。

エ 受付場所

鳥取養護学校

オ その他

鳥取養護学校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。

(3) 入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び面接等の結果により行う。

(4) 諸検査及び面接の日程等

ア 日時

平成29年3月7日(火)

単一障がい学級 午前9時から午後1時まで(午前8時40分までに集合すること。)

重複障がい学級 午前10時から正午まで(午前9時40分までに集合すること。)

イ 場所

鳥取養護学校

ウ 諸検査(単一障がい学級の志願者に対してのみ実施)

国語、数学及び英語

エ 面接(志願者全員に対して実施)

単一障がい学級の志願者においては諸検査終了後行う。

(5) 入学候補者の発表

平成29年3月15日(水)正午に鳥取養護学校において発表するとともに、入学志願者及び当該入学志願者の出身(在学)学校長に通知する。

(6) その他

ア 生徒の募集に関する説明会は、鳥取養護学校において平成29年1月16日(月)午後1時30分から開催する。

イ 入学志願書等の用紙は、鳥取養護学校において平成29年1月16日(月)から交付する。

ウ 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、鳥取養護学校長が特に認めたときは、別に諸検査及び面接等を実施する。

エ この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取養護学校長が定める。

4 鳥取県立白兔養護学校

(1) 鳥取県立白兔養護学校（以下「白兔養護学校」という。）に出願資格を有する者

単一障がい学級にあっては、知的障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表(P. 60)に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

重複障がい学級にあっては、知的障がいの程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障がいを有する者で次のいずれかに該当するものとする。なお、重複障がい学級への出願を希望する場合は、県就学支援委員会の審査を要するので、あらかじめ在学学校長（次のアに該当する者には鳥取県立白兔養護学校長（以下「白兔養護学校長」という。））を經由して審査申請手続を行うこと。

訪問学級にあっては、重度の身体障がい及び知的障がいのため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成29年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号(P. 61)のいずれかに該当する者

(2) 出願方法

ア 出願手続

(ア) 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を經由して白兔養護学校長に提出しなければならない。

(イ) 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書等を添えて白兔養護学校長に提出するものとする。なお、出願書類については、出願資格確認に係る提出書類の取扱要領(P. 37～38)によるものとする。また、県外に居住する者は、住民票抄本を添付して出願するものとする。

(ウ) 特別支援学校に理解してほしい特別な事情のある入学志願者は、自己申告書を提出することができる。

(エ) 郵送による出願の場合は、受検証送付用として志願者の住所・氏名を記入した返信用封筒(23.5cm×12cm、長形3号)を同封すること。なお、返信用封筒には、簡易書留速達と明記し、672円切手を貼ること。

イ 出願期間

平成29年2月21日（火）から同月23日（木）までの日とする。

郵送の場合は2月20日（月）までの消印のあるものに限る。ただし、簡易書留とする。

ウ 受付時間

平成29年2月21日（火）及び22日（水）は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日（木）は午前9時から正午までとする。

エ 受付場所

白兔養護学校

オ その他

白兔養護学校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

(3) 入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び面接等の結果により行う。

(4) 諸検査及び面接の日程等

ア 日時

平成29年3月7日（火） 午前10時から午後3時まで（午前9時30分までに集合すること。）

ただし、訪問学級の志願者には、別途白兔養護学校長が通知する時間とする。

イ 場所

白兔養護学校。ただし、訪問学級の志願者には、別途白兔養護学校長が通知する場所とする。

ウ 諸検査及び面接

別途白兔養護学校長が通知する方法により実施する。

(5) 入学候補者の発表

平成29年3月15日（水）正午に白兔養護学校において発表するとともに、入学志願者及び当該入学志願者の出身（在学）学校長に通知する。

(6) その他

ア 生徒の募集に関する説明会は、白兔養護学校において、平成29年1月13日（金）午前10時から開催する。

イ 入学志願書等の用紙は、白兔養護学校において平成29年1月13日（金）から交付する。

ウ 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、白兔養護学校長が特に認めたときは、別に諸検査及び面接等を実施する。

エ この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、白兔養護学校長が定める。

5 鳥取県立倉吉養護学校

(1) 鳥取県立倉吉養護学校(以下「倉吉養護学校」という。)に出願資格を有する者

単一障がい学級にあっては、知的障がい又は肢体不自由の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表(P.60)に規定する程度の者で次のいずれかに該当するものとする。

重複障がい学級にあっては、知的障がい又は肢体不自由の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障がいを有する者で次のいずれかに該当するものとする。なお、重複障がい学級への出願を希望する場合は、県就学支援委員会の審査を要するので、あらかじめ在学学校長(次のアに該当する者については鳥取県立倉吉養護学校長(以下「倉吉養護学校長」という。))を経由して審査申請手続を行うこと。

訪問学級にあっては、重度の身体障がいと知的障がいのため学校に通学して教育を受けることが困難な者で次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成29年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号(P.61)のいずれかに該当する者

(2) 出願方法

ア 出願手続

(ア) 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して倉吉養護学校長に提出しなければならない。

(イ) 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書を添えて倉吉養護学校長に提出するものとする。なお、知的障がい部門の出願書類については、出願資格確認に係る提出書類の取扱要領(P.37~38)によるものとする。肢体不自由教育部門については、出願資格を証明する書類を求める場合もある。また、県外に居住する者は、住民票抄本を添付して出願するものとする。

(ウ) 特別支援学校に理解してほしい特別な事情のある入学志願者は、自己申告書を提出することができる。

(エ) 郵送による出願の場合は、受検証送付用として志願者の住所・氏名を記入した返信用封筒(23.5cm×12cm、長形3号)を同封すること。なお、返信用封筒には、簡易書留速達と明記し、672円切手を貼ること。

イ 出願期間

平成29年2月21日(火)から同月23日(木)までの日とする。

郵送の場合は2月20日(月)までの消印のあるものに限る。ただし、簡易書留とする。

ウ 受付時間

平成29年2月21日(火)及び22日(水)は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日(木)は午前9時から正午までとする。

エ 受付場所

倉吉養護学校

オ その他

倉吉養護学校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。

(3) 入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び面接等の結果により行う。

(4) 諸検査及び面接の日程等

ア 日時

平成29年3月7日(火) 午前10時から正午まで(午前9時30分までに集合すること。)

ただし、訪問学級の志願者については、別途倉吉養護学校長が通知する時間とする。

イ 場所

倉吉養護学校。ただし、訪問学級の志願者については、別途倉吉養護学校長が通知する場所とする。

ウ 諸検査及び面接

別途倉吉養護学校長が通知する方法により実施する。

(5) 入学候補者の発表

平成29年3月15日(水)正午に倉吉養護学校において発表するとともに、入学志願者び当該入学志願者の出身(在学)学校長に通知する。

(6) その他

ア 生徒の募集に関する説明会は、倉吉養護学校において、平成29年1月16日(月)午前10時から開催する。

イ 入学志願書等の用紙は、倉吉養護学校において平成29年1月16日(月)から交付する。

ウ 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、倉吉養護学校長が特に認めたときは、別に諸検査及び面接等を実施する。

エ この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、倉吉養護学校長が定める。

6 鳥取県立皆生養護学校

(1) 鳥取県立皆生養護学校（以下「皆生養護学校」という。）に出願資格を有する者

'(\$ && fID'*\$L

&

'(\$ &&

&

&

&& %% -) fID'*\$L

(2) 出願方法

fI L

fI L

fI&") ³ %& L
*+&

& &% fI L & fI L
&\$ fI L

& &% fI L && fI L 'S & fI L

fI L
(3) 入学候補者の決定方法

(4) 諸検査及び面接等の日程等

& fI L &\$ fI % L
%\$ % fI % L

fI L
(5) 入学候補者の発表

& % fI L
fI L

(6) その他

& % fI L 'S

& % fI L

